

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	保護林内での地熱調査・開発	保護林内の地熱開発に当たっては、一律に貸付を禁止するのではなく、特別に保護すべき地域（例えば、特別保護区、第1種特別区域）以外は、自然環境保全に十分留意することなど一定の基準を設けた上で保護林の貸付を認めていただきたい。	<p>地熱発電のポテンシャルは火山地帯を中心に広がっており、同場所については原生林なども広がっている。事業計画は保護すべき地域はできる限り避けて検討はするものの、コスト面やポテンシャルの高さなどから、一部の掘削井は保護林に位置せざるを得ない場合がある。</p> <p>自然公園については自然公園法の下、各種開発行為が規制されている。地熱発電の開発行為を行う場合には、第一種特別区域においては区域の外から傾斜掘削が認められている。また、第二種特別区域、第三種特別区域には傾斜掘削に加えて、自然環境の保全と地熱開発の調和が図られる優良事例としてふさわしいものであると判断される場合には、垂直掘削や発電所建設についても認められている（「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（令和3年9月30日）等）。なお、これらの区域内には保護林が含まれることもある。</p> <p>当該区域も含めて、保護林が含まれる場合、「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」（令和3年9月策定、令和4年3月一部改正）においては、「貸付け等に係る基準」の中で「保護林が申請地に含まれないこと」と明記されており、開発が不可能な状況になっている。</p> <p>①そのため、一定の条件の下に保護林の貸付を認めていただくとともに、事業の予見性確保のため、保護林の使用条件について、基準を設けていただきたい。</p> <p>②また、法律に規定されていない保護林について、一律に規制するのではなく、自然環境等を評価したうえでご判断いただきたい。</p>	農林水産省	<p>「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」において、以下のとおり記載しており、現状では保護林区域内において風力発電又は地熱発電に必要な施設（発電施設のほか、その他の関連施設を含む）の設置は認めていません。</p> <p>上記マニュアルにおける保護林に関する記載 第4 貸付け等に係る基準 (5) 他に代替地がないこと</p> <p>① 対象地の条件 (ウ) 保護林 保護林が申請地に含まれていないこと。</p>	<p>① 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第1項第1号～第5号</p> <p>② 「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル」（令和3年9月作成、令和4年3月一部改正）</p> <p>③ 「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号 林野庁長官通知）</p>	検討を予定	<p>保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や、地域固有の生物群集を有する森林等を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護等を図ることを目的に、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から構成される保護林管理委員会を設置し、意見を求めて設定しているものであり、設定区域内の森林は、「原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる」とこととして、モニタリング調査等の管理行為を行っています。</p> <p>今回の要望に対しては関係団体から提案と同旨の要望を頂いており、個別に意見交換等を行い、傾斜掘削を実施した箇所における地表部植生への影響等に関する情報提供をお願いする等、保護林に影響のない手法について検討しているところです。今後提供される情報や、国立・国定公園における規制の緩和状況等も参考に意見交換を継続して実施してまいります。</p>

第21回回答と要望 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」に対する不在者の証明等の具体的取扱いの追記	所有者不明土地の探索に必要な公的情報については、都道府県知事又は市町村長が土地所有者等関連情報として事業者に提供できるとされている。この際、土地所有者等関連情報を提供できない場合には、情報を提供できない旨及びその理由を記載した通知書を請求者に対して交付することが望ましいとされている（平成30年11月15日付国土企第37号技術的助言）。不在者財産管理人制度等各種財産管理人制度の申請円滑化のため、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」第2章2-1(5)「不在者の証明等について」に対して、この通知書が「不在の事実を証する資料」として考慮されうる資料である旨を追記していただきたい。	一般送配電事業を営む各事業者では、送配電設備の新設、建替等にあたり、土地所有者と任意交渉を行ったうえで、建設を行う（送電鉄塔の新設や建替は、年間1500基程度）。しかし、人口減少等の社会情勢の変化から所有者不明の土地（以下、「所有者不明土地」という）が増加している。 所有者不明土地に対して、事業者の取り得る手段として、不在者財産管理人制度等「各種財産管理人制度」があるが、それらの申請には「不在の事実を証する資料」が必要である。これは、一般的には不在者宛ての郵便物で「あて所に尋ね当たらず」などの理由で返送されたもの等を使用するが、直接的に土地所有者等関連情報（以下、「関連情報」という）を取得するのが難しい事業者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条に基づき、地方公共団体に関連情報の提供を求め所有者の探索を試みる。その際、事業者に対して関連情報を提供できない場合は、情報を提供できない旨及びその理由（本人の所在が判明しなかった旨等）を記載した通知書が事業者に交付することが望ましいとされているが、この通知書も「不在の事実を証する資料」として考慮されうる。そのため、当該資料の取扱いを明瞭にし、より実用的なガイドラインとするために具体例のひとつとして追加していただきたい。 (参考：所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン) https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html ※各都道府県、市町村は、本ガイドラインに基づき、各種制度の審査を実施しているものと思料する。 制度活用の要件の1つである「不在者の証明等について」は、本ガイドラインのP49を参照。	国土交通省	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について（平成30年11月15日国土企第37号）」においては、都道府県又は市町村が土地所有者等関連情報の提供の求めを受けたとき、「情報提供担当部局は、土地所有者等関連情報を提供できない場合には、情報を提供できない旨及びその理由を記載した通知書を請求者に対して交付することが望ましい。」旨記載しています。 当該通知書は本人から情報の提供に同意しない旨の回答があった場合にも交付されるところ、 ・同意を求める書面が本人に到達しなかった（本人の所在が判明しなかった）場合 ・当該都道府県又は市町村が情報を保有していなかった場合 等に交付された通知書であれば「不在の事実を証する資料」として考慮されうるものと考えられます。 ただし、所有者不明土地法第43条第2項に基づく都道府県知事及び市町村長に対する土地所有者等関連情報の提供の請求を行うことができるのは、地域福祉増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の実施の準備のため当該地域福祉増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときに限られます。	・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について（平成30年11月15日国土企第37号） ・所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（令和元年12月所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会）	検討を予定	ご提案の内容について制度の現状欄の記述を踏まえた通知の発出等を検討します。